

12月10日のレポートでは、今回の改正の中でも「訪問販売規制の強化」について重点的にお伝え致しましたが、今回のレポートでは改正の全体像についてお伝えさせて頂きたいと思っております。

「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部を改正する法律は、平成20年6月18日に公布され、平成21年12月1日から施行されました。

訪問販売や通信販売、電話勧誘販売などでのしつこい勧誘が規制され、過量販売や次々販売による契約解除が可能になるなど、消費者を守る法律が強化されました。その改正のポイントをご紹介します。

1. 規制の抜け穴を解消

- ・これまでの指定商品・指定役務制が廃止され、訪問販売等では原則全ての商品・役務が規制対象になりました。
- ・クーリング・オフになじまない商品・役務等は、規制の対象から除外されています。
- ・これまでの「2ヶ月以上かつ3回払い以上」の分割払いに加えて「2ヶ月以上後の1回払い、2回払い」のクレジット契約も規制対象になりました。(注)「購入した翌月の一括払い」は、規制の対象になりません。

※規制対象から除外される商品・役務等

- 全面的に適用除外とするもの
他の法律で消費者保護が図られているもの
例：金融商品取引法に規定されている金融商品取引業者が行う商品の販売等
- 書面交付義務とクーリング・オフ規定を適用除外とするもの
- キャッチセールスで連れて行かれた飲食店での飲食代等
- クーリング・オフ規定のみ適用除外となるもの
乗用自動車、葬儀、化粧品・健康食品、生鮮食料品等
現金取引で3,000円未満のもの

2. 訪問販売規制を強化

- ・「契約しない意思」を示した消費者に対して、契約の勧誘をすることが禁止されました。勧誘開始の段階で消費者に勧誘を受ける意思があるか確認することが努力義務になりました。「契約しない意思」を示している消費者に勧誘を継続したり再度訪問して勧誘してはならないことになりました。
(商品の季節性等により社会通念に照らして相当と考える期間の再訪が禁止)
- ・通常必要とされる量を著しく超える商品等の購入契約をした場合、契約後1年間は解除できるようになりました。

例：布団の大量購入などの「過量販売」、住宅リフォームなどの「次々販売」

ただし、消費者にその契約を結ぶ特別の事情があった場合は、解除は認められません。

3. クレジット規制を強化

- ・個別クレジット業者が登録制となり、行政による監督規定が導入されました。
- ・個別クレジット業者に訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信が禁止されました。
- ・個別クレジット契約をクーリング・オフすれば販売契約も同時にクーリング・オフされるようになりました。
- ・虚偽説明等による勧誘や過量販売による個別クレジット契約は、解約と既払金の返還請求が可能になりました。
- ・クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけ、支払能力を超える与信契約が禁止されました。

4. インターネット取引等の規制を強化

- ・返品可否・条件を広告に表示していない場合は、商品を受け取った日から8日までは送料を消費者負担で返品することができるようになりました。
- ・あらかじめ承諾・請求がない限り、電子メール広告の送信は原則禁止になりました。(オプトイン規制)
- ・電子メール広告に関する業務を一括して受託する事業者についても、規制の対象になりました。
- ・オプトイン規制に違反した場合、行政処分や罰則の対象になります。
- ・クレジット会社等にクレジットカード情報の保護のために必要な措置を講じることを義務づけ、カード番号の不正提供・不正取得した者等は刑事罰の対象になりました。

5. その他

- ・クーリング・オフがあった場合、商品を使用していた場合でも、事業者はその対価を原則請求できないことになりました。
- ・違反事業者に対する罰則が強化されました。
- ・クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度が導入されました。
- ・訪問販売協会による自主規制の強化が図られました。

以上